ニセコ町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ニセコ町公営企業の設置等に関する条例（令和５年ニセコ町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「毎事業年度４月１日から９月３０日」を「前年４月１日から３月３１日」に、「１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を」を「毎事業年度」に改め、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号を次のように改める。

（３）　前事業年度の決算の状況

第９条第２項に次の２号を加える。

（４）　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

（５）　前各号に掲げるもののほか水道事業等及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

提案理由

地方公営企業法第４０条の２第１項で、地方公営企業業務の状況を説明する資料を地方公共団体の長へ提出することと定められているが、提出回数をこれまでの「毎事業年度少なくとも二回以上」から「毎事業年度一回以上」とした法改正が行われた。

本改正の趣旨を踏まえ、本町も「ニセコ町公営企業の設置等に関する条例」を改正する。